

特定化学物質等取扱の手引き

1 特定化学物質使用についての基本的な考え方

別紙1の特定化学物質（第1類・第2類）は発ガン性を有する等、健康に及ぼす影響が大きいのでできるだけ所有、使用しないようにする。（代替物質がある場合は、高価でも代替物質を使用する。）

第1類及び第2類は、実験室内等のドラフトチャンバー内で使用する。

2 特定化学物質使用上の注意事項

1) 登録

特定化学物質を使用又は使用予定の者は、使用する特定化学物質名を校長に届け出るものとする。

登録者は、特定化学物質全般について説明責任を負い、廃棄に至るまで誠実に自己の責任において、日常の管理及び定められた報告を行うものとする。

2) 管理

特定化学物質は薬品庫に保管し、登録者が責任持って管理するものとする。

3) 使用

第1類及び第2類の特定化学物質は、実験室内等のドラフトチャンバー内で使用するものとし、薬品管理システムにより保管及び使用状況を明確にしなければならない。

4) 報告

登録者は、毎年度末の特定化学物質の保有量を校長に報告するものとする

別紙 1

特定化学物質等

一 第 1 類物質

- 1 ジクロルベンゼン及びその塩
- 2 アルファ ナフチルアミン及び塩
- 3 塩素化ビフェニル（別名 P C B）
- 4 オルト トリジン及びその塩
- 5 ジアニシジン及びその塩
- 6 ベリリウム及びその化合物
- 7 ベンゾトリクロリド
- 8 1 から 6 までに掲げる物をその重量の 1 % を超えて含有し、又は 7 に掲げる物をその重量の 0.5 % を超えて含有する製剤その他の物（合金にあっては、ベリリウムをその重量の 3 % を超えて含有するものに限る。）

二 第 2 類物質

- 1 アクリルアミド
- 2 アクリロニトリル
- 3 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）
- 4 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）
- 5 エチレンイミン
- 5 の 2 エチレンオキシド
- 6 塩化ビニル
- 7 塩素
- 8 オーラミン
- 9 オルト フタロジニトリル
- 10 カドミウム及びその化合物
- 11 クロム酸及びその塩
- 12 クロロメチルメチルエーテル
- 13 五酸化バナジウム
- 14 コールタール
- 15 三酸化ヒ素
- 16 シアン化カリウム
- 17 シアン化水素
- 18 シアン化ナトリウム
- 19 3,3 ジクロロ 4,4 ジアミノジフェニルメタン
- 20 臭化メチル
- 21 重クロム酸及びその塩
- 22 水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）
- 23 トリレンジイソシアネート

- 24 ニッケルカルボニル
- 25 ニトログリコール
- 26 パラ ジメチルアミノアゾベンゼン
- 27 パラ ニトクロルベンゼン
- 28 ふっ化水素
- 29 ベータ プロピオラクトン
- 30 ベンゼン
- 31 ペンタクロルフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩
- 32 マゼンタ
- 33 マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）
- 34 沃化メチル
- 35 硫化水素
- 36 硫酸ジメチル
- 37 1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

三 第3類物質

- 1 アンモニア及びアンモニア水
- 2 一酸化炭素
- 3 塩化水素及び塩酸
- 4 硝酸
- 5 二酸化硫黄
- 6 フェノール
- 7 ホスゲン
- 8 ホルムアルデヒド
- 9 硫酸
- 10 1から9までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの